

今、なぜ、行財政改革!?



本年5月号から「待ったなし！行財政改革」と題しシリーズで本町の行財政改革への取り組み状況をお知らせしてきましたが、行財政改革とは、町の予算や職員数、公共施設などを適正な規模にしたリ、役場の仕事の仕方を住民本位の、時代にふさわしいものに変えていくということです。

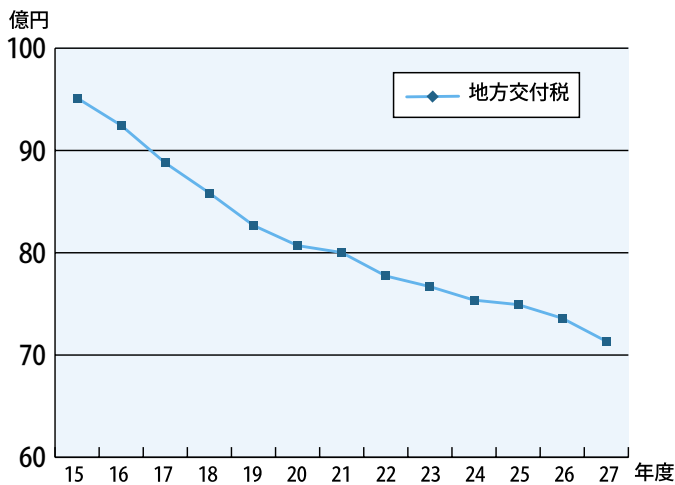
シリーズを総括し今なぜ行財政改革が必要なのか、再度考えてみたいと思います。

平成18年度の周防大島町各会計決算が議会で認定されました（4～5ページ参照）。決算状況を見ていただければおわかりと思いますが、歳入の大半を地方交付税や国・県支出金に頼っています（歳入の約65・2%）。

高齢化が進み、農漁業が基幹産業である本町にとって大幅な税収の増も見込まれず、これらの財源は町の財政運営上、不可欠なものとなっております。

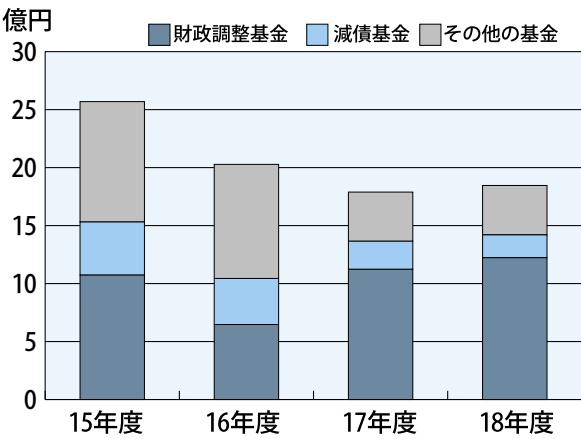
ところが、周防大島町が誕生した平成16年度から国の制度が大きく変化し、三位一体の改革により国庫補助負担金や地方交付税を減額し、所得税から住民税へ税源移譲が行われました。

政府は、平成16年度から平成18年度までに国庫補助負担金や地方交付税の減額で約9・8兆円、税源



移譲で約3兆円の成果があったとしていますが、地方にとっては約3兆円税金が増加しても、逆に約9・8兆円の地方交付税等の減額となり、減額のほうが6・8兆円も多く、本町の財政にも大変厳しい影響が生じたこととなります。

さらに、地方交付税については、これから平成27年度までに人口の減少や合併に伴う加算等の廃止により10億円程度の減額が見込まれます。



合併により特別職や議員さんも減り、職員も減って、人件費だけでもかなりの合併による削減効果が出ていますが、それ以上に国の改革のスピードが早かったというのが現実となっております。

本町では、行財政改革が合併後いち早く取り組むべき緊急の課題ととらえ、できる限りの節約をし、借金（町債）を減らしながら、貯金（基金）を取り崩し、住民の皆さんに合併して良かったと感じていただけるように仕事をしてきましたが、高齢化や三位一体の改革の影響などにより、今後とも収入が減り続ける状況が続きます。